告 示 次

目

知事指定薬物の指定の失効

(薬務水道課) _;

> 号 外

令

七

年十一月

七

日

(--)

和

岐阜県告示第四百六十七号

告

示

を失うので、同条第二項の規定により告示する。 「条例」という。) 第十条第一項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力 岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十六年岐阜県条例第五十六号。以下

令和七年十一月七日

岐阜県知事

江

崎

禎

英

失効する知事指定薬物の名称

1 N - (二 - メチルフェニル) - N - [一 -(ニーフェニルエチル) ピペリジン・

四‐イル」プロパンアミド及びその塩類

a n y 1 (通称 ortho Methylfentanyl, o Methylfent

2 二‐{二‐ [(四‐エトキシフェニル) メチル] - 五‐メチル‐ーH‐ベンゾ **[d]イミダゾール‐一‐イル}‐N・N‐ジエチルエタン‐一‐アミン及びその**

e n e) (通称 五‐Methyl etodesnitazene、Etomethaz

3 三‐[二‐(ジメチルアミノ) エチル]‐一H‐インドール‐四‐イル゠プロピ

オナート及びその塩類 **通称 四‐PrO‐DMT**)

失効の理由

当該知事指定薬物が条例第二条第五号に掲げる薬物に該当するに至ったため。

毎週

岐 阜

県

公 報

号 外

(金曜日) 発行

令和七年十一月七日